

毎週火、金曜日発行(但休日に、るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇監査公告
昭和三十一年度に係る身体障害者更生指導所並びに身体障害者更生相談所の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第百八十六号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和三十一年度に係る身体障害者更生指導所並びに身体障害者更生相談所の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十三年五月四日

鳥取県監査委員

同	同	同	同
上	小	萩	松
根	谷	原	本
政	善	治	利
幸	高	郎	治

監査箇所

執行年月日

身体障害者更生指導所

昭和三十三年三月十四日

身体障害者更生相談所

同

身体障害者更生指導所 昭和三十三年三月十四日監査

監査委員 松本利治

同 山本四郎

一 当所は所長以下一三名(うち臨時職員六名)の職員をもつて業務運営に努力しているが、職業指導員及び心理職能判定員等の職員は殆んどが臨時職員であり、業務の運営に円滑を欠いている面もあるので人的体制を確立し身分の安定と地位の向上につき考究善処されたい。

なお收容者の身体機能回復訓練及び医学的管理の面から保健婦の配置が急務と考えられるので併せて検討された。

二 技術指導は適確なる年間計画により運営すべきである。

即ち出所後の社会活動には最大限の職業能力の開発が
必須要件であるので、在所一ケ年間の職能訓練は最も
効率的であらねばならぬ。これがためには適確な年間
総合計画に基く能率的指導が緊要と思考せられるので
配意されたい。

また補足訓練のための授産場もしくは共同作業場の併
設考慮、木工訓練のための木工科の新設検討も必要と
思はれる。

三 経理出納その他事務処理に当り次の点留意されたい。

一 原材料の購入手続及び検收事務等につき改善を要
するものがあつたので簡素合理化に努めること。

二 生産物の引継及び処分等は明確に記録、整理して
置くこと。

三 会計事務のうち諸帳簿の記録保存等は一層明確を
期すること。

身体障害者更生相談所 昭和三十二年三月十四日監査

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

一 当所は身体障害者の厚生相談に応じているがその実
績からして現在の所内相談から肢体不自由者の不便等
を考慮し、所外相談の活動分野を拡張し積極的に活動
すべきと思われる。

これがためには自動車を設置し機動力をもつことが必
要と思はれるので併せて考究されたい。

なお相談業務の遂行に当つては関係機関と緊密なる連
絡のもとに総合的且つ合理的年間計画を樹立し適確な
る業務の推進に一層努力されたい。

二 身体障害者に対する各種判定の経過を記録すべき判定
票並びに判定を決定する総合判定会議の記録、或いは
更生援護措置の判定書等に明確を欠ぐ点が見受けられ
たのでこれらの取扱ひにつき一層慎重を期せられたい。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発 行 所 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県 公 報 刷 所
刷 所 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県 公 報 刷 所